

令和7年度

高砂市交通安全対策会議

日 時 ： 令和7年11月21日（金）午前10時～

場 所 ： 南庁舎5階 大会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あ い さ つ

3. 会 議 次 第

4. 委員及び幹事名簿 1～2

5. 議 題 [高砂市交通安全対策会議 会議次第について]

(1) 令和7年9月末現在の高砂市内の交通事故発生状況 3

(2) 令和7年度 交通安全対策事業 4～11

① 国土交通省姫路河川国道事務所 4

② 兵庫県加古川土木事務所 5～8

③ 高砂市 9～10

④ 高砂警察署 11

(3) 令和7年度 交通安全運動実施状況 12～19

(4) 令和7年度 交通安全教育実施状況 20～22

(5) 令和7年度 自転車ヘルメット着用状況調査表 23

(6) 令和7年度 高砂市自転車ヘルメット着用促進の取り組み 24～26

(7) 令和7年度 交通安全啓発活動状況（広報他） 27～28

(8) 放置自転車等対策の状況 29～30

(9) 第11次高砂市交通安全計画（目標達成状況） 31

(10) 高砂市内における交通事故発生状況 32

6. 参考資料 令和7年度自転車安全利用街頭啓発実施計画 33

令和7年度交通安全街頭啓発実施計画 34

高砂市交通安全対策会議条例 35～36

自転車の放置の防止に関する条例 37～38

第11次高砂市交通安全計画の概要 39～40

第11次高砂市交通安全計画施策実施状況 41

7. 閉 会

高砂市交通安全対策会議委員名簿

No	役 職 名	氏 名
1	高砂市長	都 倉 達 殊
2	高砂市議会議長	川 端 宏 明
3	兵庫大学健康科学部学部長	大 平 曜 子
4	流通科学大学経済学部地域まちづくりコース教授	三 谷 哲 雄
5	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	富 本 和 也
6	兵庫県東播磨県民局長	野 北 浩 三
7	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長	吉 村 達 郎
8	兵庫県高砂警察署長	廣 瀬 久 恭
9	高砂市教育長	玉 野 有 彦
10	高砂市消防長	中 村 盛 和
11	市民代表（公募委員）	名 嶋 美 幸
12	市民代表（公募委員）	富川 真知子
13	高砂交通安全協会会長	川 西 勝 彦
14	高砂自家用自動車協会事務局長	東 山 博 昭
15	高砂市保育所連合保護者の会会長	友 久 桃 子
16	高砂市連合 PTA 協議会会長	音 嶋 優 紀
17	兵庫県立高砂南高等学校長	岸 部 健 司
18	高砂青年会議所理事長	島 津 明 香
19	高砂市連合婦人会会長	前 田 弘 子
20	高砂市老人クラブ連合会会長	阿部 伊三男
21	高砂市心身障がい者連絡協議会会長	寺 延 順 市
22	高砂地域交通安全活動推進委員協議会長	大谷 敬一郎
23	高砂安全運転管理者部会副会長	西野 健太郎

高砂市交通安全対策会議特別委員名簿

No	役 職 名	氏 名
1	西日本旅客鉄道(株)加古川駅駅長	江 藤 友 広
2	山陽電気鉄道(株)執行役員鉄道事業本部運転車両部長	井 上 俊 行

高砂市交通安全対策会議幹事名簿

No	役 職 名	氏 名
1	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所道路管理第二課長	高 尾 創
2	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所道路第二課長	福 崎 誠
3	兵庫県高砂警察署交通課長	山 田 和 弘
4	高砂市都市創造部長	井 上 陽 介
5	高砂市教育委員会教育部長	木 田 匠
6	高砂市福祉部長	森 岡 修 平
7	高砂市健康こども部長	藤田 将太郎
8	西日本旅客鉄道(株)加古川駅駅長	江 藤 友 広
9	山陽電気鉄道(株)鉄道事業本部運転車両部運転課長	南 山 壽
10	高砂交通安全協会事務局長	多 田 昌 彦

事務局

No	役 職 名	氏 名
1	都市創造部土木建設室長	坂 東 晋
2	都市創造部土木建設室土木総務課長	福 田 浩
3	都市創造部土木建設室土木総務課交通安全対策担当係長	前 野 繁
4	都市創造部土木建設室土木総務課土木総務係	阪 田 裕 美
5	都市創造部土木建設室道路公園課長	徳 永 晋 庸
6	都市創造部土木建設室道路公園課主幹	山 下 雄 一

(1)高砂市内における交通事故発生状況

令和7年9月末現在

1 交通事故発生状況

1-1 高砂の発生状況(9月中)

区分	人身件数	死者数	傷者数	重傷	物損件数
7年	15	0	17	2	143
6年	26	0	31	3	188
同期比	-11	±0	-14	-1	-45

1-2 高砂の発生状況(9月末)

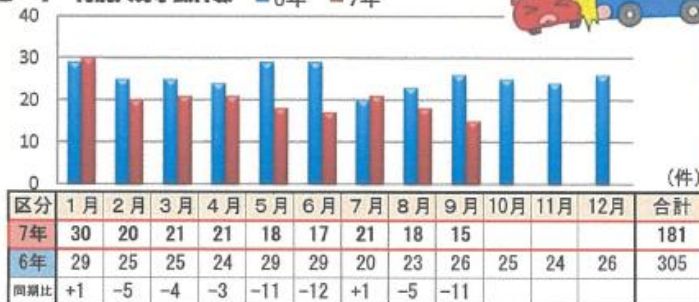
区分	人身件数	死者数	傷者数	重傷	物損件数
7年	181	0	197	14	1,434
6年	230	0	286	15	1,520
同期比	-49	±0	-89	-1	-86

1-3 県下の発生状況(9月末)

区分	人身件数	死者数	傷者数	重傷	物損件数
7年	10,441	72	12,316	616	101,515
6年	11,345	74	13,440	696	99,216
同期比	-904	-2	-1,124	-80	+2,299

2 人身事故の特徴

2-1 月別人身事故件数



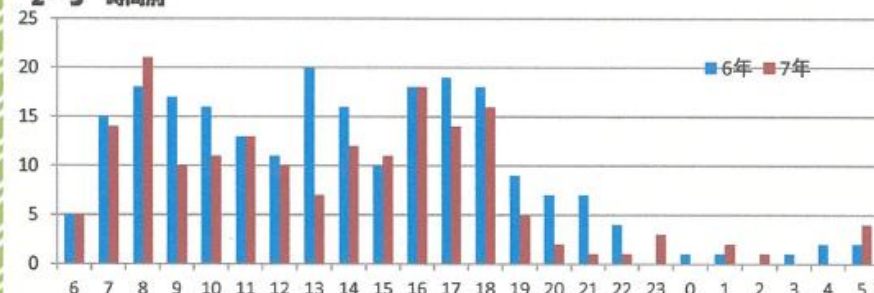
2-2 事故類型の特徴

高砂の事故類型(令和7年9月末)の特徴
(自転車対車両を含む)

車両相互の事故で追突による事故が **46件**
(前年同期比-20件)と **減少** しています。

自転車対車両の事故で出会い頭による事故は
33件(前年同期比+3件)と **増加** しています。

2-3 時間別



2-4 道路別

区分	国道	県道	市道	私道・その他	合計
7年	42	54	72	13	181
6年	59	64	94	13	230
同期比	-17	-10	-22	±0	-49

2-5 道路形状別

区分	交差点	交差点付近	単路	その他	合計
7年	101	39	29	12	181
6年	107	63	48	12	230
同期比	-6	-24	-19	±0	-49

2-6 曜日別

区分	日	月	火	水	木	金	土	合計
7年	12	29	24	26	38	32	20	181
6年	21	39	30	38	38	38	26	230
同期比	-9	-10	-6	-12	±0	-6	-6	-49

日が暮れるのが早くなってきました
夕暮れ時は視認性が低下します。歩行者や自転車の発見が遅れる
ことのないよう、車は早めのライト点灯とハイビームの活用(推奨16時)を心がけましょう。歩行者、自転車利用者は、**明るい服装**
や**反射材**を活用し、自分の存在をドライバーに早く認識してもらえ
るようにしましょう。

ペダルがあっても、それ「原付」です！

尾灯・制動灯 後写鏡 アクセル ●原付以上の運転免許とヘルメット着用
後部反射器 プレーキ が必要です。
原動機(モーター) ペダル ●歩道や自転車横断帯の走行はできません。
ナンバー 前照灯 ●二段階右折、他通行帯道路の
第1通行帯走行が課せられます。

2-7 交番別

区分	荒井	伊保	米田	阿弥陀	曾根	北浜	高砂駅前	合計
7年	31	34	44	20	44	1	7	181
6年	62	45	56	19	33	9	6	230
同期比	-31	-11	-12	+1	+11	-8	+1	-49

2-8 学年別傷者数

区分	幼児	園児	小学生							中学生				高校生			
			小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年
7年	0	1	6	0	2	2	1	0	1	5	0	3	2	9	4	4	1
6年	0	5	9	1	1	2	2	1	2	4	1	1	2	19	3	9	7
同期比	±0	-4	-3	-1	+1	±0	-1	-1	-1	+1	-1	+2	±0	-10	+1	-5	-6

2-9 高齢者関係事故

区分	関係事故			高齢者の死傷者		
	件数	死者	傷者	死者	傷者	
7年	64	0	68	0	35	
構成率	35.4%	0%	34.5%	0%	17.8%	
6年	89	0	108	0	59	
構成率	38.7%	0%	37.8%	0%	20.6%	
同期比	-25	±0	-40	±0	-24	
県7年	3,691	41	4,222	41	2,059	
構成率	35.4%	56.9%	34.3%	56.9%	16.7%	

2-10 自転車関係事故

区分	関係事故			自転車の死傷者		
	件数	死者	傷者	死者	傷者	
7年	58	0	58	0	57	
構成率	32.0%	0%	29.4%	0%	28.9%	
6年	61	0	62	0	60	
構成率	26.5%	0%	21.7%	0%	21.0%	
同期比	-3	±0	-4	±0	-3	
県7年	2,606	13	2,644	13	2,512	
構成率	25.0%	18.1%	21.5%	18.1%	20.4%	

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為

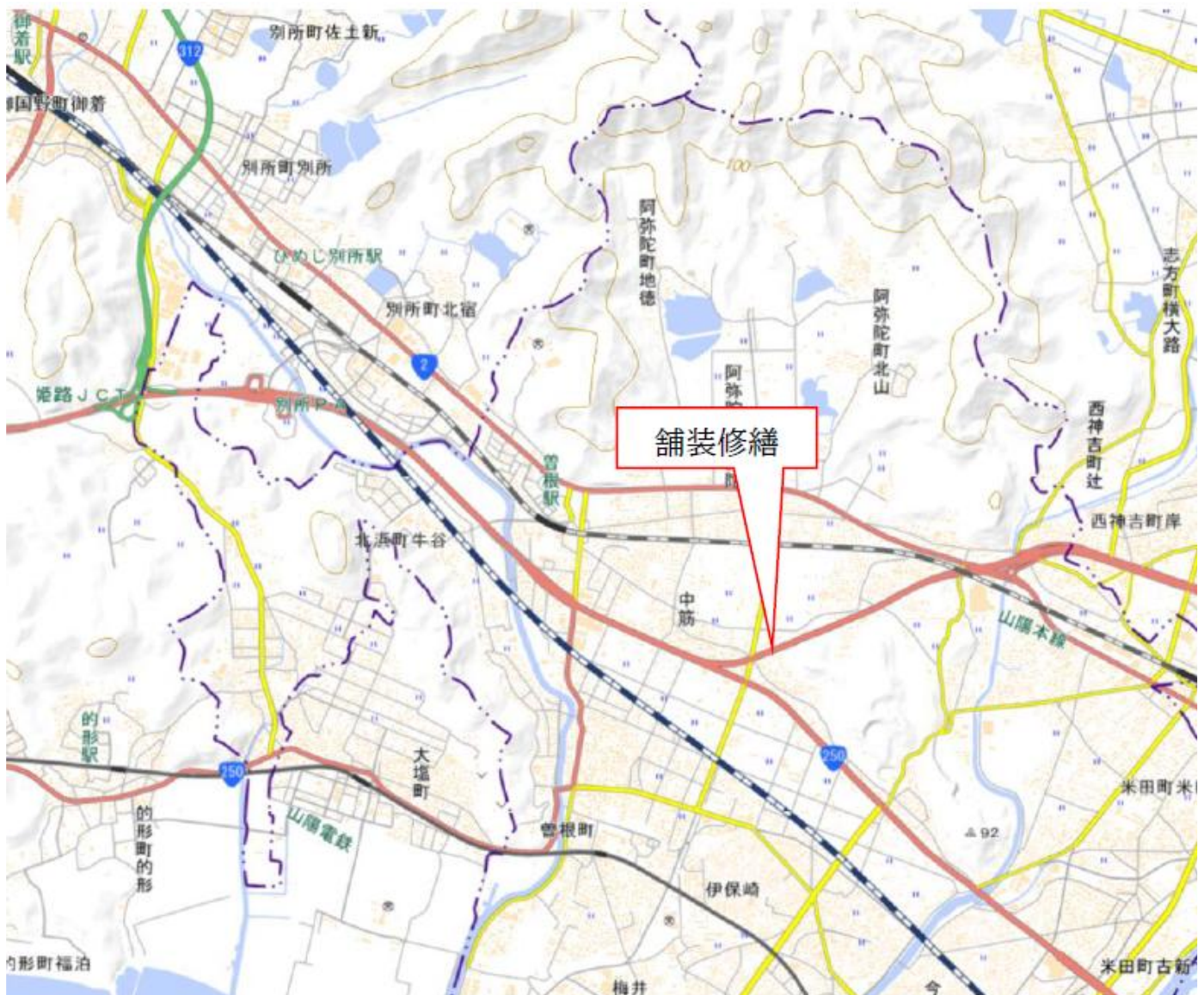
信号無視、指定場所一時不停止、
遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

(2) 令和7年度 交通安全対策事業

①国土交通省 姫路河川国道事務所

令和7年9月末現在

事業名	事業内容	場所	進捗状況
交通安全対策事業	防護柵、照明灯、標識等の設置	姫路河川国道事務所管内	随時実施
国道2号29号区画線修繕工事	区画線修繕工事	姫路河川国道事務所管内	随時実施
国道2号29号舗装修繕他工事	舗装修繕工事	高砂市阿弥陀町 (バイパス本線)	令和7年9月2日～ 令和8年3月31日
国道2号東部地区他道路維持工事（維持修繕）	道路巡回、道路整備、道路維持工事	姫路河川国道事務所管内	随時実施



②兵庫県加古川土木事務所

令和 7 年度 安全対策事業

令和 7 年 9 月末時点

事業名	路線名	事業内容	場所	実施時期	地図
防災・安全 交付金事業	(一)明石高砂線	【相生橋西詰交差点改良事業】 ・相生橋上部工拡幅工事 ・相生橋橋梁付属物工事 ・相生橋交差点改良工事	高砂町	・ R1. 10 ～R7. 5 ・ R6. 10 ～R7. 7 ・ R6. 10 ～R8. 3	①
	(一)曾根停車場線	【歩道拡幅事業】 ・道路拡幅工事（その 1）	阿弥陀町	・ R6. 11 ～R7. 6	②
	(一)明石高砂線	【自転車通行空間整備事業】 ・自転車通行空間整備工事（その 3） ・自転車通行空間整備工事（その 4） ・自転車通行空間整備工事（その 5）	荒井町	・ R6. 10 ～R7. 5 ・ R7. 3 ～R7. 9 ・ R7. 9 ～R8. 3	③
道路環境 整備事業	(一)伊保宝殿停車場線	・路肩拡幅工事	竜山	・ R7. 12 ～R8. 3	④
道路改良 事業	(一)伊保阿弥陀線	・道路改良工事	魚橋	・ R7. 12 ～R8. 3	⑤
道路橋梁 維持修繕 事業	県管理の国道 ・県道	舗装の段差、ひび割れ、わだち等の 補修	市内全域	随時実施	
交通事故 防止対策 事業	県管理の国道 ・県道	区画線、防護柵、照明灯、標識等の 設置補修	市内全域	随時実施	

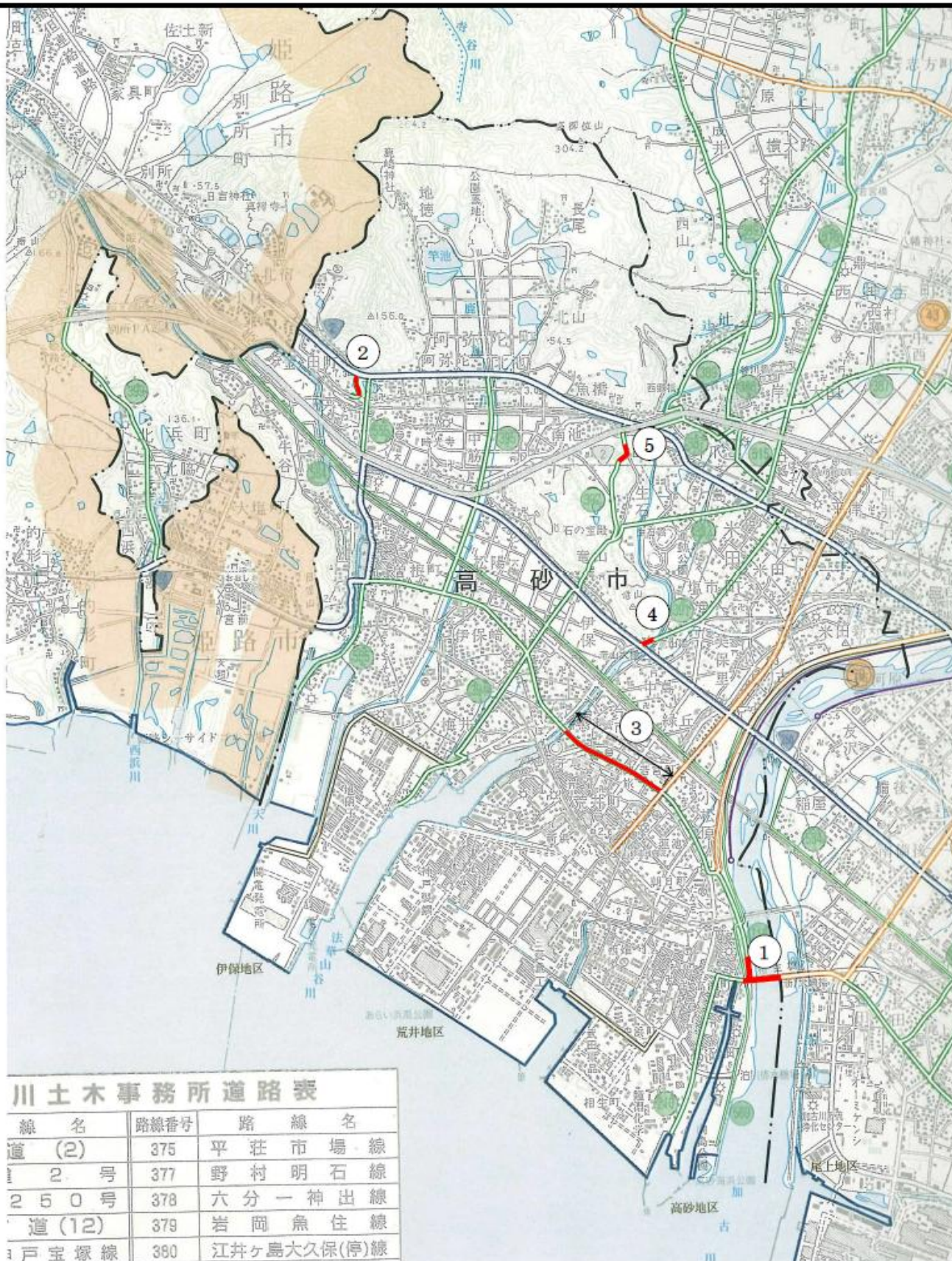
※その他、橋梁耐震補強工事、橋梁修繕工事を実施

【橋梁耐震補強】：庵ノ下橋、住吉橋、播州大橋（R7 は加古川市域）

【橋梁補修】：相生橋、庵ノ下橋、無名橋姫路Ⅱ、播州大橋（R7 は加古川市域）

令和7年度 交通安全対策事業箇所

(加古川土木事務所)



令和８年度予定 安全対策事業

事業名	路線名	事業内容	場所	実施予定時期	地図
防災・安全交付金事業	(一)明石高砂線	【相生橋西詰交差点改良事業】 ・相生橋仮橋撤去工事	高砂町	・ R8. 9 ～R9. 3	①
	(一)曾根停車場線	【歩道拡幅事業】 ・道路拡幅工事（その２）	阿弥陀町	・ R8. 10 ～R9. 6	②
	(一)明石高砂線	【自転車通行空間整備事業】 自転車通行空間整備工事（その６）	荒井町	・ R8. 4 ～R8. 9	③
道路橋梁維持修繕事業	県管理の国道 ・ 県道	舗装の段差、ひび割れ、わだち等の補修	市内全域	随時実施	
交通事故防止対策事業	県管理の国道 ・ 県道	区画線、防護柵、照明灯、標識等の設置補修	市内全域	随時実施	

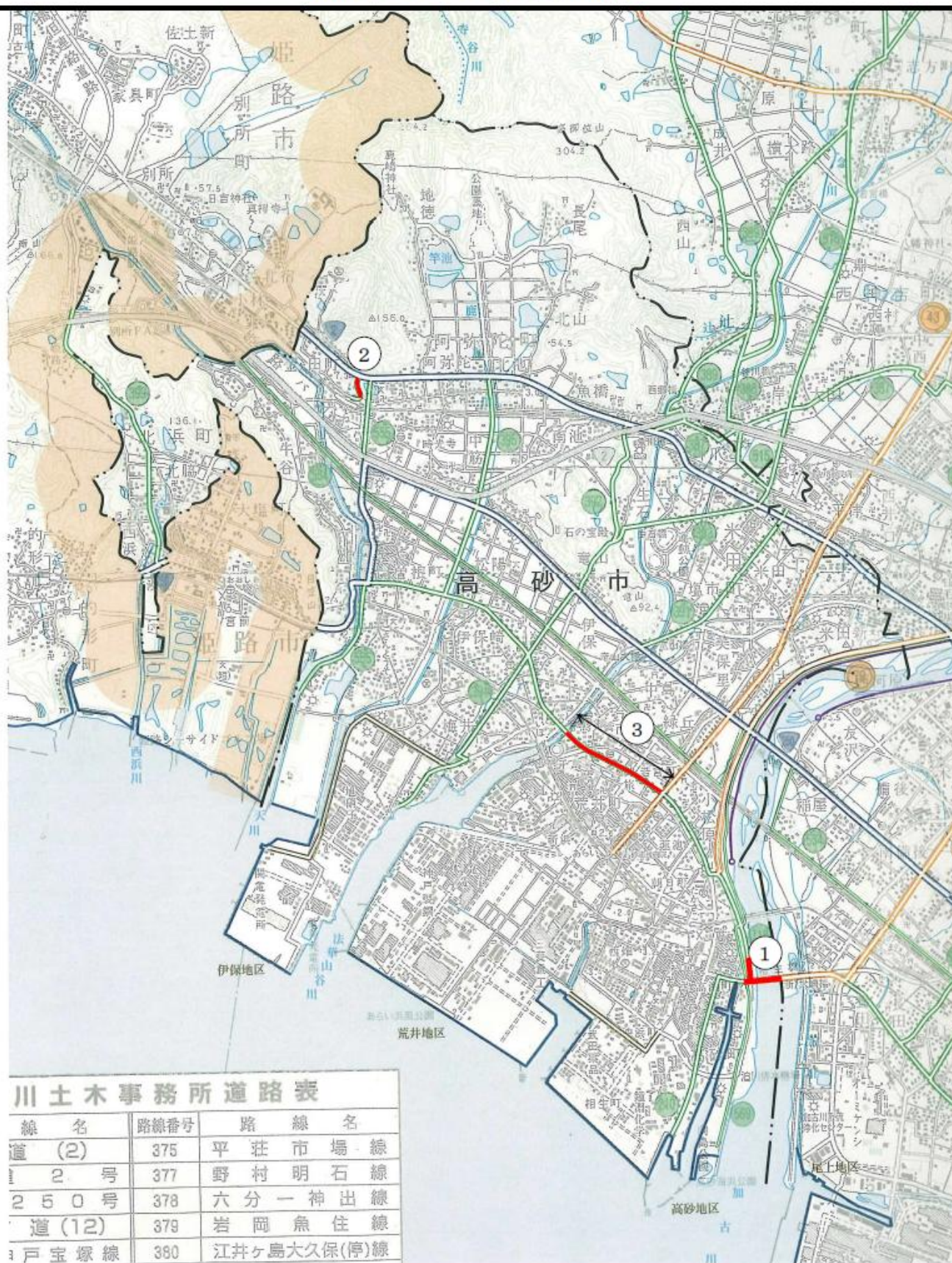
※その他、橋梁耐震補強工事、橋梁修繕工事を実施

【橋梁耐震補強】：庵ノ下橋、住吉橋、播州大橋

【橋梁補修】：相生橋、庵ノ下橋、播州大橋

令和8年度予定 交通安全対策事業箇所

(加古川土木事務所)



③-1. 高砂市都市創造部

令和7年度安全対策事業

令和7年9月末現在

事業名	事業内容	場所	進捗状況	地図
交通安全施設設置事業	防護柵、照明灯、標識等の設置、維持管理	市内	随時実施	
	区画線、カラー路面標示の設置、維持管理	市内	随時実施	
	道路反射鏡の設置、維持管理	市内	随時実施	
自転車道等整備事業	自転車ネットワーク整備工事 自転車通行帯等の整備 450m	荒井町	令和7年9月9日～ 令和8年2月27日 (予定)	①
狭あい道路整備事業	狭あい道路の拡幅整備	市内	随時実施	
JR 曾根駅周辺整備事業	春日野・牛谷準幹線道路整備 工事 道路の拡幅 220m	春日野町	令和7年5月27日～ 令和8年2月27日 (予定)	②
	魚橋・阿弥陀準幹線道路整備 工事 道路の拡幅 50m	阿弥陀 1丁目	令和7年9月24日～ 令和8年2月27日 (予定)	③

③-2. 高砂市教育部

令和7年9月末現在

事業名	事業内容	場所	進捗状況	地図
高砂市通学路安全対策 連絡会議	高砂市通学路交通安全プログラムに基づく道路管理者、高砂警察署、教育委員会による通学路の安全点検及び整備	米田西小学校 米田小学校 高砂小学校 伊保小学校	令和7年7月22日	⑤-1 ⑤-2 ⑤-3 ⑤-4
		阿弥陀小学校 中筋小学校 北浜小学校 曾根小学校	令和7年7月25日	⑥-1 ⑥-2 ⑥-3 ⑥-4

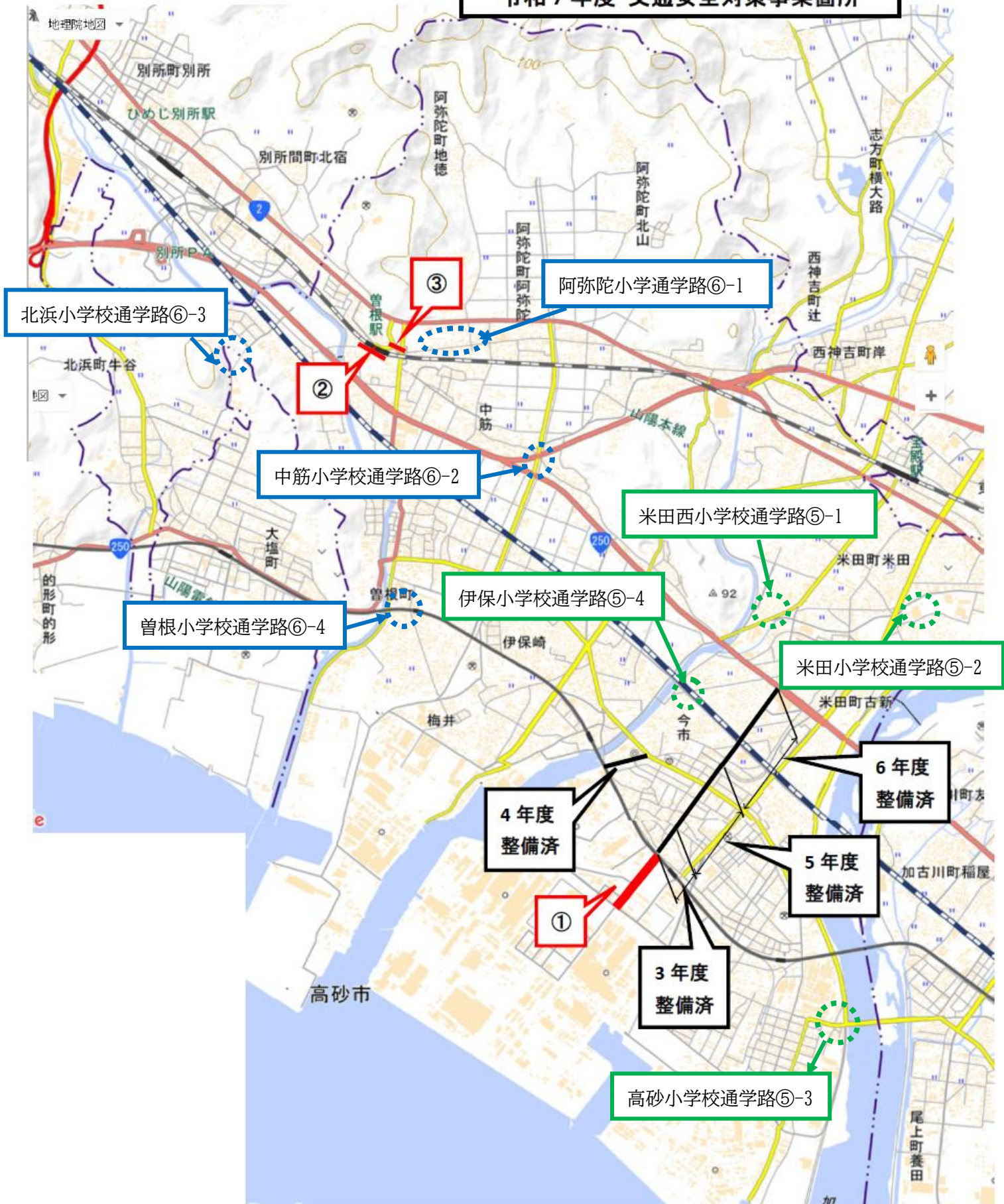
通学路安全点検（高砂小学校）



通学路安全点検（北浜小学校）



令和7年度 交通安全対策事業箇所



④高砂警察署

令和7年9月末現在

事業名	事業内容	場所	進捗状況	地図
交通事故防止対策	横断歩道更新	高砂市曾根町 989-9 先	市内全域随時実施	①
	はみ出し禁止更新	高砂市伊保 1 丁目 5-1 地		②
	横断歩道更新	高砂市米田町米田新 186-3 先		③



①国道250号(天川橋東側)



②県道明石高砂線伊保2丁目交差点北側



③米田交番前交差点南側

(3) 令和7年度 交通安全運動実施状況

令和7年9月末現在

趣 旨

各種交通安全運動を実施することにより、地域住民の交通安全知識を普及し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、地域社会全体で交通安全に取り組む意識を育み、事故のない安全な交通社会を実現することを目的としています。

運動の種別

(1) 期間を定めて実施したもの。

運動名	期間	主な運動内容
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)	○白バイとの記念撮影、JAFのシートベルトコンビンサー体験、交通安全教室等ブースを設け、交通安全運動の目玉イベントとして啓発活動を実施した。 ○通学時間帯において登校児童生徒の安全な通学を目的とした保護誘導活動を実施した。 ○外国人実習生に向けた自転車のルール周知を目的とした交通安全教育を実施した。 ○安全運動期間中の恒例行事で、管内の小学生児童がドライバーに対して、花束と交通安全メッセージを手渡し、安全運転を呼びかけた。
夏の交通事故防止運動	7月15日(火)～7月24日(木)	○市役所駐車場において市長・警察署長のもと、防犯・交通安全を目的とした出発式と啓発グッズの配付と啓発活動を実施した。 ○通学路の横断歩道付近において、交通安全幟旗を掲出し、車両運転者に対する啓発活動を実施し、横断歩道合図運動の周知を図った。 ○高齢者を対象とした自転車安全利用の交通安全教室を実施した。 ○電動キックボードの安全な利用を呼び掛けるためキックボードの試乗と安全利用啓発キャンペーンを高校生と協同し実施した。



自転車交通安全教室（向島公園）



電動キックボードの安全な利用キャンペーン（高砂市役所）

秋の全国交通安全運動	9月21日（日）～9月30日（火）	○白バイのデモ走行、子ども免許証交付、電動キックボード試乗会等を実施した。 ○大型商業施設において、市内小学生が描いた交通安全ポスターの入賞、入選作品38作品を展示し、交通事故防止の啓蒙活動を行った。 ○伊保小学校4年生児童を対象に自転車交通安全教室を実施した。 ○ハイビーム活用路線において横断歩行者の事故防止を目的としたキャンペーンを実施した。 ○高齢者を対象に高齢者ドライバーの事故防止等について、講話とDVDによる交通安全講習会を実施した。 ○安全運動期間中の恒例行事で、管内の小学生がドライバーに対して、花と交通安全メッセージを手渡し、安全運転を呼びかけた。
 花とメッセージ渡し（国道2号阿弥陀交差点）		
実施団体 高砂市 高砂警察署 東播磨県民局 高砂交通安全協会 高砂自家用自動車協会 高砂安全運転管理者部会 高砂地域交通安全活動推進委員協議会 JAF 兵庫支部事業課 兵庫県立松陽高等学校		

（実施予定）

運動名	期間	主な運動内容
年末の交通事故防止運動	12月1日（月）～12月10日（水）	○商業施設にて来店者に対し飲酒運転根絶のチラシ等を手渡して飲酒運転による事故防止を呼びかける。 ○高齢者等の早朝薄暮時の交通事故防止を呼びかける。 ○中筋小学校3年生児童を対象に自転車交通安全教室（実技）を実施予定。 ○米田小学校3年生児童を対象に自転車交通安全教室を実施予定。
実施団体 高砂市 高砂警察署 東播磨県民局 高砂交通安全協会 高砂自家用自動車協会 高砂安全運転管理者部会 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班 高砂地域交通安全活動推進委員協議会		

(2) 日を定めて実施したもの。

運動名	期日	実施場所	実施団体
高齢者宅戸別訪問活動	毎月下旬	高齢者宅等	警察・地域交通安全活動推進委員協議会・交通安全協会
国道2号交通安全啓発活動 (花とメッセージ渡し)	4月15日(火) 9月30日(火)	国道2号(阿弥陀交差点)	阿弥陀小学校・市・県民局・警察・交通安全協会・自家用自動車協会・地域交通安全活動推進委員協議会・安全運転管理者部会高砂通運(株)

(3) 対象を定めて実施したもの。(予定を含む)

運動名	期日	実施場所	実施団体
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車事故防止重点路線 (市内3箇所交差点等)	市・警察・交通安全協会・自家用自動車協会・地域交通安全活動推進委員協議会・(株)神戸製鋼所・(株)カネカ・(株)三菱重工
「ストップ・ザ・交通事故」 県民運動	毎月15日	市内商業施設	県民局・市・警察・交通安全協会・自家用自動車協会・地域交通安全活動推進委員協議会

(4) 高砂市明るい安全安心まちづくり市民大会

名称	実施日時	実施場所	実施団体	内容
高砂市明るい安全安心まちづくり市民大会 ・高砂交通安全協会婦人部による交通事故防止アトラクションなど	11月15日(土)	文化会館	大会実行委員会 (市・警察・交通安全協会・防犯協会)	交通安全ポスター表彰式と作品の展示。 犯罪・交通事故などのない、明るい、安全で安心して暮らせるまち「高砂」を目指すため、式典等を行う。

令和7年度 交通安全ポスター入賞作品(他4作品、合計8作品入賞)/応募数150作品



(5) 踏切事故防止運動の実施状況

① 西日本旅客鉄道㈱

令和7年9月末現在

行事名	期間	実施場所	内容
春の交通安全運動	4月6日(日) ～ 4月15日(火)	全社	<交通安全運動の取組み> ・駅頭でのポスター、懸垂幕の掲出による啓発活動 ・駅構内及び車内での放送によるお客様への周知 ・SNSを活用した啓発や、駅ディスプレイでの映像放映等
秋の交通安全運動	9月21日(日) ～ 9月30日(火)		・要注意踏切等での啓発活動（ノベルティの配布等）の実施 ・踏切安全に関する沿線の学校・園や自治会、自動車教習所等への啓発活動の実施 ・ホームページ上の踏切事故防止コンテンツの案内

② 山陽電気鉄道㈱

令和7年9月末現在

行事名	期間	実施場所	内容
春の全国交通安全運動 (事前協力依頼)	3月24日(月)	高砂市内 幼稚園・小・中学校	沿線の高砂市内の学校に対して啓發文書を送付した。
自転車安全利用 街頭啓発	5月7日(水)	神鋼前踏切道	高砂市・高砂警察署・企業等が協力して実施している活動に参加し、啓発活動を行った。
春の全国交通安全運動	4月6日(日) ～15日(火)	高砂駅・荒井駅・ 伊保駅・山陽曾根駅 及び電車内	各駅(市内4駅)および電車内において、全国交通安全運動のポスター掲出と、啓発放送を実施した。また、各駅の情報ディスプレイに啓発映像、啓発文を表示した。
交通安全教室	4月17日(木) 4月21日(月) 4月28日(月) 4月30日(水) 5月23日(金) 5月29日(木)	伊保南小学校 北浜小学校 曾根小学校 伊保小学校 高砂小学校 荒井小学校	高砂市・高砂警察署が開催している教室に参加し、踏切を渡る時の注意点などを啓発した。
夏の交通事故防止運動	7月15日(火) ～24(木)	高砂駅・荒井駅・ 伊保駅・山陽曾根駅 及び電車内	各駅(市内4駅)及び電車内において、交通事故防止運動の啓発放送を実施した。また、各駅の情報ディスプレイに啓発映像、啓発文を表示した。
秋の全国交通安全運動	9月21日(日) ～30日(火)	高砂駅・荒井駅・ 伊保駅・山陽曾根駅 及び電車内	各駅(市内4駅)及び電車内において、踏切事故防止キャンペーンのポスター掲出と、啓発放送を実施する。また、各駅の情報ディスプレイに啓発映像、啓発文を表示する。
自転車安全利用 街頭啓発(実施予定)	11月4日(火)	神鋼前踏切道	高砂市・高砂警察署・企業等が協力して実施している活動に参加し、啓発活動を行う。
踏切事故防止 キャンペーン (実施予定)	11月1日(土) ～10日(月)	高砂駅・荒井駅・ 伊保駅・山陽曾根駅 及び電車内	期間中に各駅(市内4駅)及び電車内において、踏切事故防止キャンペーンのポスター掲出と、啓発放送を実施する。
	11月4日(火)	神鋼前踏切道	踏切道において、通行者に対し、安全啓発グッズの配付と安全啓発活動(「踏切が鳴ったら渡らないで下さい」の声かけ)を実施する。
	未定	沿線の学校 高齢者施設等	沿線の学校、高齢者施設等を訪問し、安全啓発グッズの配付を行い、安全啓発活動を実施する。

(6) 無事故・無違反運動

高砂自家用自動車協会

運動名	期間	内容
令和7年度無事故無違反運動 「チャレンジ100」	令和7年10月1日(水) ～令和8年1月8日(木)	安全運転管理者(責任者含む)選任事業所に勤務する運転者を対象に、事業所毎にチームを編成し、運動期間中無事故・無違反の実現を競い積極的な交通安全活動の推進と運転者個々のマナーアップを図る。
(一社) 高砂自家用自動車協会 (一社) 兵庫県自家用自動車協会連合会 (一財) 兵庫県交通安全協会 (一社) 兵庫県トラック協会 (一社) 兵庫県タクシー協会 (公社) 兵庫県バス協会 兵庫県自動車販売店交通安全推進協議会 全国共済農業協同組合連合会兵庫県支部		

(7) 交通安全功労表彰受賞

高砂市

表彰名	抑止期間	内容
交通安全功労表彰 (一定期間死亡事故抑止)	令和6年12月20日 ～令和7年7月8日 抑止期間(200日間)	人口5万人以上20万人未満の市区長で、200日間地域内で交通死亡事故の発生を抑止した市町として該当したため。

(8) 1. 自転車交通安全対策重点推進地域の指定

高砂市

名 称	期 間	指定基準
自転車交通安全対策重点推進地域	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 までの1年間	(1) 過去3年間における人口1万人あたりの自転車関係事故件数が多い概ね5市町 (2) 前記条件に関わらず、兵庫県交通安全対策委員会が特に必要と認める市町

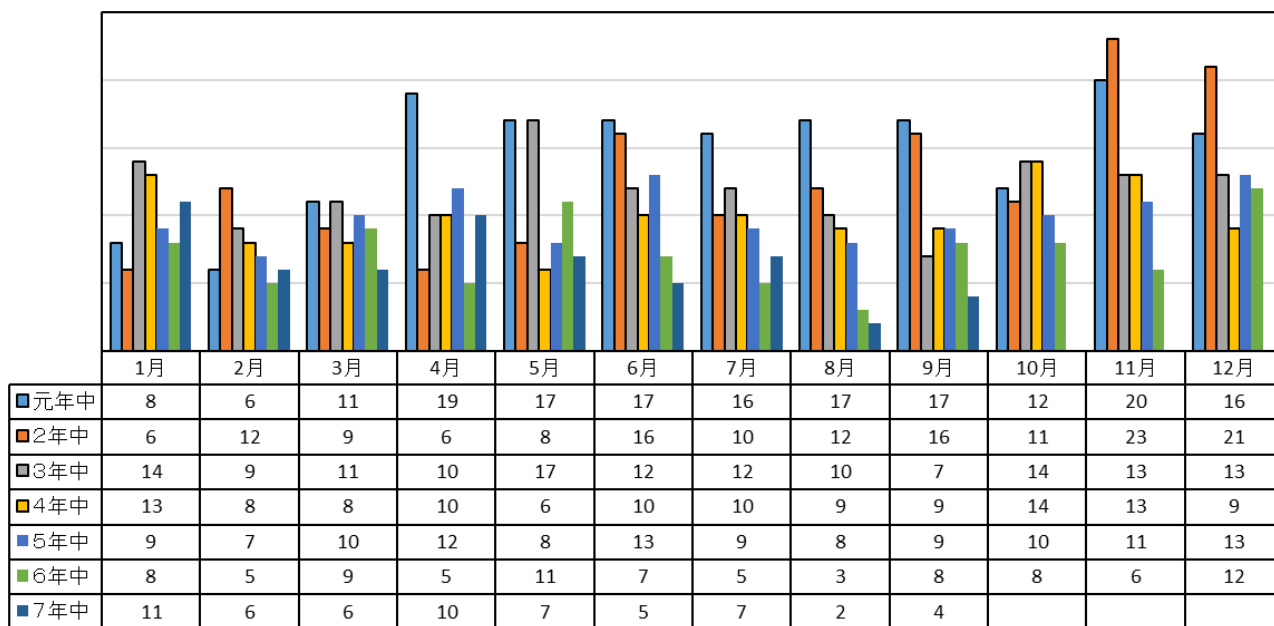
2. 指定基準(1)に該当する高砂市を含む他市町の状況

令和4年～令和6年

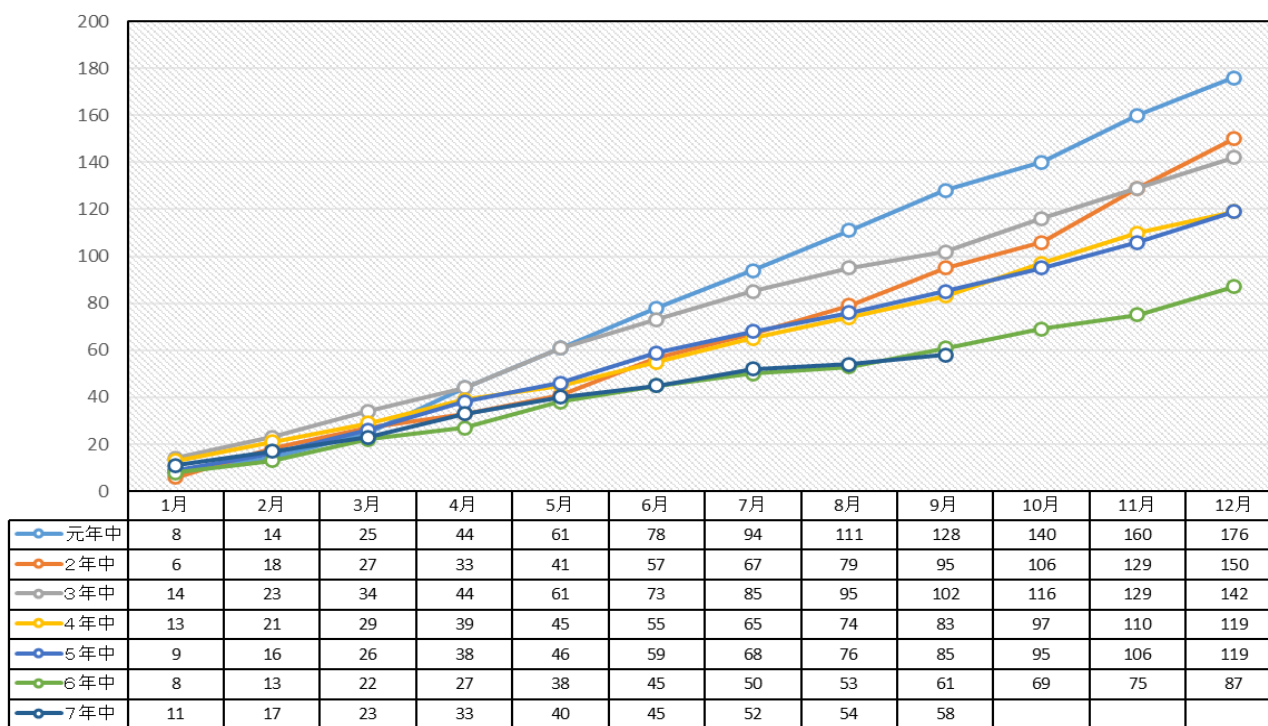
市町名	R06			R05			R04			3年間平均
	人口	件数	人口1万人あたり件数	人口	件数	人口1万人あたり件数	人口	件数	人口1万人あたり件数	
神戸市中央区	148,729	181	12.17	148,051	210	14.18	146,963	179	12.18	12.84
高砂市	84,780	87	10.26	85,571	119	13.91	86,522	119	13.75	12.64
姫路市	520,064	610	11.73	523,003	636	12.16	525,365	633	12.05	11.98
川西市	149,436	146	9.77	150,491	203	13.49	151,433	183	12.08	11.78
神戸市長田区	92,299	85	9.21	93,166	101	10.84	93,526	123	13.15	11.07
加古川市	255,533	264	10.33	256,931	270	10.51	258,505	320	12.38	11.07

※ 人口は、各年4月1日現在の推計人口

月別自転車事故件数



年間自転車事故件数累計



○令和元年9月末と比較して約55%（-70件）減少し、令和6年9月末と比較して3件減少している。令和6年中、自転車の関係する事故件数は87件で過去最少であった。

○毎月2日の自転車安全利用の日にあわせた啓発活動、イベント型交通安全教室の実施、各年代にあわせた自転車交通安全教室等を実施。

○自転車専用通行帯等ハード面の整備と走行方法の周知を実施。

○自転車交通安全対策重点推進地域から除外となるため、交通安全関係団体、企業、県立高校生徒会等と協力し、ハード面の整備と合わせて交通安全活動を行う。

(9) デジタルサイネージ設置



- 1 荒井・塩市準幹線道路（自転車指導啓発重点路線）に設置。
- 2 リアルタイムで危険箇所をドライバー等に通知する仕組みを本格導入。
- 3 ①、②については優先道路及び非優先道路に向け注意喚起の対策を行う。
- 4 ③、④は優先道路側に注意喚起を行う。
- 5 自転車交通安全対策重点推進地域から除外となる解決策としての取組。
- 6 令和6年度の実証実験（3箇月）を踏まえ、5年間設置し効果を図る。
- 7 注意喚起看板の設置前後の自転車利用者の挙動の変化により効果を図る予定。



(4) 令和7年度 交通安全教育実施状況

令和7年9月末現在

・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関：高砂市・高砂警察署・高砂交通安全協会
高砂地域交通安全活動推進委員協議会・JAF
播磨自動車教習所・山陽電気鉄道㈱

- 園児・保護者に対し参加・体験型の交通安全教育と、啓発チラシを配布し家庭からの交通安全教育を依頼
- 自転車交通安全教室の実施
小学生・中学生・高校生
- 一般市民に対する参加・体験・実践型の交通安全講座
- 高齢者に対する交通安全教室の実施及び出前講座及び大型商業施設での交通安全教育
- 外国人対象の交通安全教室
- 広報紙・放送による継続的な広報
- 出前講座の実施
- 高砂市フェイスブック等による広報

・各学校での効果的な交通安全教育の推進

実施機関：高砂市・高砂警察署・高砂交通安全協会
高砂地域交通安全活動推進委員協議会・山陽電気鉄道㈱

- 朝の見守り活動
- 放課後見守り活動
- 交通安全教室
- 安全な通学路の確認
- 登校班指導
- 自転車ヘルメット着用の推進
- 踏切の安全な渡り方等を指導

・交通安全の確保と周知の徹底

実施機関：高砂市・高砂警察署

- 全年齢自転車ヘルメット着用の推進
- 全席シートベルト着用、チャイルドシートの着用の徹底
- 新たな移動手段（電動キックボード）の啓発と走行ルールの啓発と周知



歩行練習（曽根こども園）



高齢者交通教室（シルバー人材センター）



外国人対象自転車交通安全教室（Nest21）



高齢者のドライバー講習会（文化会館中ホール）

教育実施状況

・人数・件数は9月末の実施分（ ）は継続中の事業で、10月以降実施予定

対象	主 な 教 育 内 容	実施 時期	実施団体	箇所 数	対象 人員
認定こども園・保育園	こどもに教える交通安全（園児） 交通ルールの確認と安全な道路横断 市内の幼児交通事故の状況 ヘルメット・チャイルドシートの着用指導と 安全な横断の仕方の実演・体験	4月 ～ 10月	高砂市 高砂警察署 高砂交通安全協会	21	714
	こどもに教える交通安全（保護者） 自転車ヘルメットの着用、チャイルドシート の着用徹底と交通ルール及び自転車保険 加入の指導を実施	4月 ～ 10月	高砂市 高砂警察署 高砂交通安全協会	21	保護者 714
小学生	安全な登下校のために 登校時の班旗の使い方等の体験型教育 踏切の安全な渡り方等を指導 市内の小学生交通事故の状況 自転車ヘルメットの着用指導	4月 ～ 5月	高砂市 高砂警察署 山陽電気鉄道(株)	10	803
	自転車の交通安全 市内の自転車事故発生状況 自分にあった自転車の選び方と点検 安全確認・障害物の回避・交差点等の安全確 認について指導（実技） 自転車ヘルメットの着用指導	9月 ～ 12月	高砂市 高砂警察署 高砂交通安全協会 地域交通安全活動推 進委員協議会 P T A J A F 兵庫支部	1 (9)	714
中学生	自転車の交通安全 市内の交通事故発生状況 自転車走行の実技（危険性の認識） 自転車安全利用五則に基づく実技指導	11月 ～ 12月	高砂市 高砂警察署 高砂交通安全協会 はりま自動車教習所	(7)	936
高校生	自転車の交通安全 市内の交通事故発生状況 自転車走行の実技（危険性の認識） 自転車安全利用五則に基づく実技指導、講話	5月 ～ 6月	高砂市 高砂警察署 高砂交通安全協会 はりま自動車教習所	3	640
一般・外国人等	出前講座（各種交通安全教室） 市内の交通事故発生状況 自転車安全利用等の講話による教育を実施 外国人には翻訳アプリにより、走行ルール遵 守等について周知を行う 道路横断時の注意点、歩行者優先等について 説明を行い、事故防止の周知を行う	4月 ～ 3月	高砂市 高砂警察署	9 (1)	332
高齢者	高齢者のドライバー講習会 市内の高齢者に対し、車両運転時の事故防止 上の留意点等について講話を行い、交通安全 意識の高揚を図る 運転免許自主返納の呼びかけを行う 運転経歴証明書の所持者に対しコミュニテ ィーバスが半額になる特典、サイクル&バス ライドについて周知を行う	9月 26日	高砂市 高砂警察署 はりま自動車教習所 高砂交通安全協会	1	165

教育実施・回数・人員

対象者		実施回数（回）	対象人数（人）
幼児	園児	21	714
	保護者	21	714
小学校		20	1,517
中学校		7	936
高等学校		3	640
高齢者等		11	497
合計		83	5,018

各年代別交通安全教室の実施状況



認定こども園等での安全教室



小学校での安全教室



高等学校での自転車交通安全教室



まちづくり出前講座（自転車安全利用）

(5) 令和7年度 自転車ヘルメット着用状況調査表

市内10小学校

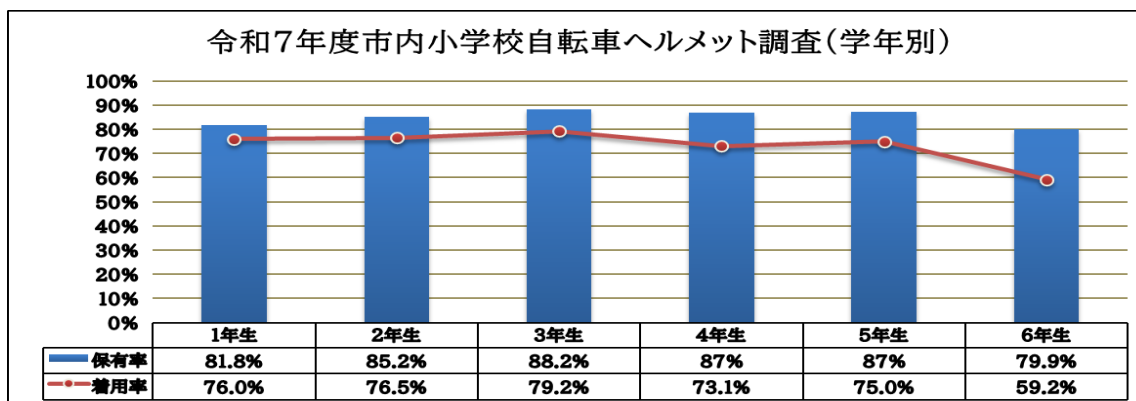
年度	児童数	保有者数	着用者数	全体保有率	着用率	全体着用率	備 考
元	4,832	3,661	2,521	75.8%	68.9%	52.2%	
2	4,747	3,698	2,522	77.9%	68.2%	53.1%	
3	4,636	3,608	2,516	77.8%	69.7%	54.3%	
4	4,574	3,559	2,515	77.8%	70.7%	55%	
5	4,407	3,576	2,676	81.1%	74.8%	60.7%	
6	4,276	3,648	2,785	85.3%	76.3%	65.1%	
7	4,171	3,541	2,591	84.9%	73.2%	62.1%	
増減	-105	-107	-194	-0.4%	-3.2%	-3%	増減はR6とR7で計算

市内19認定こども園、保育園

年度	児童数	保有者数	着用者数	全体保有率	着用率	全体着用率	備 考
元	2,086	1,474	1,227	70.7%	83.2%	58.8%	
2	2,092	1,523	1,266	72.8%	83.1%	60.5%	
3	2,028	1,484	1,227	73.1%	82.6%	60.5%	
4	1,877	1,478	1,305	78.7%	88.3%	69.5%	
5	1,818	1,414	1,287	77.8%	91%	70.7%	
6	1,757	1,375	1,246	78.3%	90.6%	70.9%	
7	1,731	1,341	1,230	77.5%	91.7%	71.1%	
増減	-26	-34	-16	-0.8%	1.1%	0.2%	増減はR6とR7で計算

市内10小学校学年別

学年	児童数	保有者数	着用者数	保有率	着用率	自転車無	構成率
1年	666	545	414	81.8%	76.0%	94	14.1%
2年	643	548	419	85.2%	76.5%	59	9%
3年	688	607	481	88.2%	79.2%	65	9.4%
4年	730	635	464	87%	73.1%	61	8.4%
5年	719	627	470	87%	75.0%	56	7.8%
6年	725	579	343	79.9%	59.2%	39	5.4%
全体	4171	3541	2591	84.9%	73.2%	374	9%



(6) 高砂市自転車ヘルメット着用促進の取り組み

○市内小学生児童で交通安全教室受講児童及び出前講座受講者に対し、自転車教室受講修了証を交付。

※令和元年度から実施（市内の小学校 10 校の 3 年生または 4 年生に交付）

※令和 5 年 4 月 1 日からの全年齢努力義務化により対象を拡大

○自転車安全利用五則を遵守することを周知し、乗車時のヘルメット着用を約束。

○自転車教室受講修了証の提示により、ヘルメット購入時に 5%割引の特典。

※市内の自転車等販売店 3 店舗の協力により実施

【おもて】

自転車教室受講修了証

高砂市自転車交通安全教室を

受講したことを証明します



約束日 年 月 日 全交高
有効期限 卒業まで 之通砂
印安市

わたし、じてんしゃあんぜんりようごそく、まもり
じてんしゃのるとき必ずヘルメット
◎ 私は自転車安全利用五則を守り、
自転車に乗る時必ずヘルメットを
かぶります 氏名

【うら】

★自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

令和 7 年 4 月現在の協力店
イオンバイク高砂店・有限会社オオタニ
サイクルベースあさひ高砂店
特典の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日



自転車教室受講修了証の提示について

- 自転車教室受講修了証を各店舗で提示すれば、自転車ヘルメットの購入時に 5%の割引を特典として受けることができます。

注 意 事 項

- ※ 協力店舗以外では使用できません
- ※ 氏名は必ず本人が記入して下さい
- ※ 本人以外は使用できません
- ※ 他の特典との併用はできません
- ※ 特典の利用は 1 回限りです

自転車安全利用五則
を守って、自転車事故
防止に努めましょう！
なくそう！自転車事故



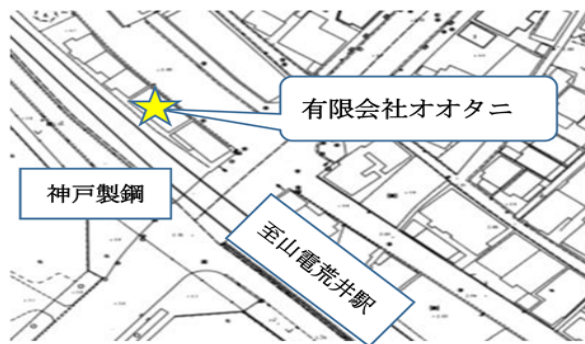
協 力 店



・高砂市緑丘 2-1-40 イオン高砂店内

IONバイク高砂店

TEL 079-444-2700



・高砂市荒井町南栄町 10-11

有限会社オオタニ

TEL 079-442-0775



・高砂市中島 3-7-25

サイクルベースあさひ高砂店

TEL 079-444-6161



伊保小学校での自転車交通安全教室

○令和7年9月8日（月）ぼっくりんヘルメット贈呈式典。

○高砂通運株式会社から自転車ヘルメット着用促進と自転車事故ゼロを願い、高砂市のブライダルマークの色に合わせたぼっくりん専用ヘルメットの寄附がありました。

○贈呈式式典の後、ヘルメット着用促進啓発活動を実施。

○自転車ヘルメット着用促進活動にぼっくりんも参加し着用率100%を目指します。



(7) 令和7年度 交通安全啓発活動状況（広報他）

事業名	事業内容	場所	広報活動
自転車ヘルメット着用促進	自転車ヘルメット着用促進ポスター掲示	コメダ珈琲 高砂松陽店	令和7年6月4日（水） 高砂市 Facebook 公開
交通安全啓発活動	電動キックボード等安全利用啓発活動を実施	高砂市役所 本庁舎前	令和7年7月31日（木） 高砂市 Facebook 公開
まちづくり出前講座 交通安全教室	夏休み期間中に小学校児童を対象に交通安全教室を実施	阿弥陀	令和7年8月14日（木） 高砂市 Facebook 公開
バイクの日イベント	バイクの日にちなんで交通安全啓発活動を実施	はりま高齢者講習専門校	令和7年8月27日（水） 高砂市 Facebook 公開
ぼっくりんヘルメット贈呈式	ぼっくりんヘルメット贈呈式式典後に本庁舎前で啓発活動を実施	高砂市役所 本庁舎前	令和7年9月16日（火） 高砂市 Facebook 公開
自転車交通安全教室	大型商業施設でイベント型の交通安全教室を実施	イオン高砂店	令和7年9月22日（月） 高砂市 Facebook 公開

高砂市公式フェイスブックによる広報活動



【こども向け交通安全・防犯教室】

夏休み期間中の8月5日（火）、市内の学童保育所で、高砂警察署と協力して交通安全教室と防犯教室を行いました。

冒頭、交通安全について2択のクイズ形式で楽しく学べる映像を鑑賞し、こどもたちは大盛り上がり。そのあと、パネルや標識を見ながら交通ルールを再確認し、模擬信号機や模擬横断歩道を使って正しい横断を実践しました。

最後に、防犯に関するお話として『イカのおすし』

- 1 知らない人について『い』かない
- 2 知らない人の車について『の』らない
- 3 『お』おきな声で叫ぶ
- 4 その場から『す』く逃げる
- 5 大人のひとに『し』らせる

のおさらいをしました。

参加した児童に感想を聞くと「大げさだった！」「いい練習になった」との声。こどもたちの交通安全への意識、防犯意識の高さが伺えました。

徐々に暗くなるのがはやくなってきた今日この頃、こどもに限らず、外出時はできるだけ視認性の高い明るい色の服装で出かけましょう！



【バイクの日イベントを実施しました！】

8月10日（日）に、はりま高齢者専門校でバイクの日イベントを実施しました。バイクメーカーの展示や、はりまライディングスクール体験、子ども免許証の即日交付、パトカー乗車体験や啓発グッズの配布、特例特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の展示などを行い、多くの参加者が楽しむことができました。

◇特例特定小型原動機付自転車（電動キックボード）主な交通ルール

1. 16歳未満の者は運転禁止
2. 保安基準への適合が必要（ヘッドライト・警音器・後部反射器など）
3. 飲酒運転の禁止
4. 乗車用ヘルメットの着用
5. 車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行（自転車道も通行可）
6. 普通自転車等及び歩行者等専用の道路標識が設置されている歩道に限り、基準を満たせば走行可

◇特例特定小型原動機付自転車の基準

1. 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
2. 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であることなど

乗車する時はルールを守り安全に利用しましょう！



【自転車交通安全教室～イオン高砂店～】

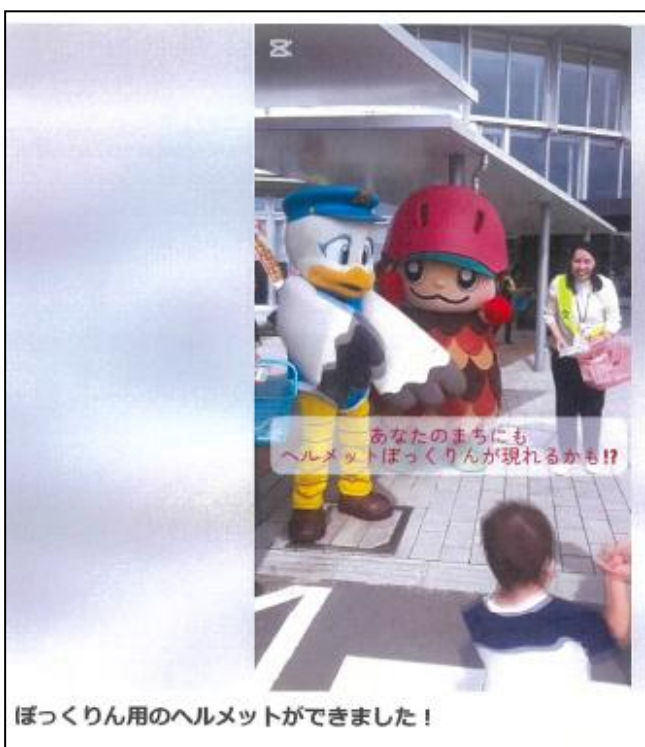
9月11日（木）、イオン高砂店セントラルコートで、高砂警察署と協力して自転車交通安全教室を実施しました。模擬信号機、横断歩道や標識などを使用し自転車安全利用五則を中心に説明を行い、参加者は楽しくルールを学びました。

また、会場に登場したぼっくりんが、ヘルメットを着用して、高砂警察の説明のもと正しい着用方法と自転車ヘルメット着用促進を呼びかけました。

「自転車乗るならヘルメット」を合言葉にルールを守った運転を行い、事故に遭わないように、事故を起こさないように自転車を安全に利用しましょう！

◇自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



(8) 放置自転車等対策の状況

区分	① 広報(指導)	② 警 告	③ 撤 去	④ 告 示	⑤ 保 管	⑥ 返 還
業 務 実 施 状 況	市内 6 駅 〔 JR 2 駅 山電 4 駅	同左	同左	撤去した自転車 の台数等を 告示	保管場所 1 箇所 (伊保陸橋下) 保管手数料 原 付 4,000 円 自転車 2,000 円 <u>(R7.7.1~)</u>	同左
	10 時~ 12 時	同左	13 時			<u>返還日</u> (祝日等除く) 日・月・火・木・ 金 14:30~ 16:00 ※返還時間
	32 回/年	同左	同左	1 ヶ月ごと に告示	告示日から 6 ヶ月間	
業 務 内 容	○テープによ る広報 〔 区域内の放 置自転車の速 やかな移動	○放置自転 車に警告 書を貼る。 ○駐輪自転 車の整理	○テープによる 広報 ○警告を貼る ○撤去時チェック カード記入 ○撤去 ○駐輪場内自転車 の整理	○1 ヶ月単位で 告示 場所 撤去日 台数 返還場所 保管期間 返還事務の日 返還費用と手続 引き取り手のな い自転車の措置	○告示日から 6 ヶ月 間保管 保管台帳作成 所有者照会 返還通知	○返還に係る書 類の作成 ○保管手数料の 徴収
			R 3 年度 92 台 R 4 年度 107 台 R 5 年度 159 台 R 6 年度 132 台 R 7 年度 55 台 (R7 は 9 月末)			R 3 年度 38 台 R 4 年度 48 台 R 5 年度 77 台 R 6 年度 42 台 R 7 年度 19 台 (R7 は 9 月末)

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例 (平成 8 年施行)

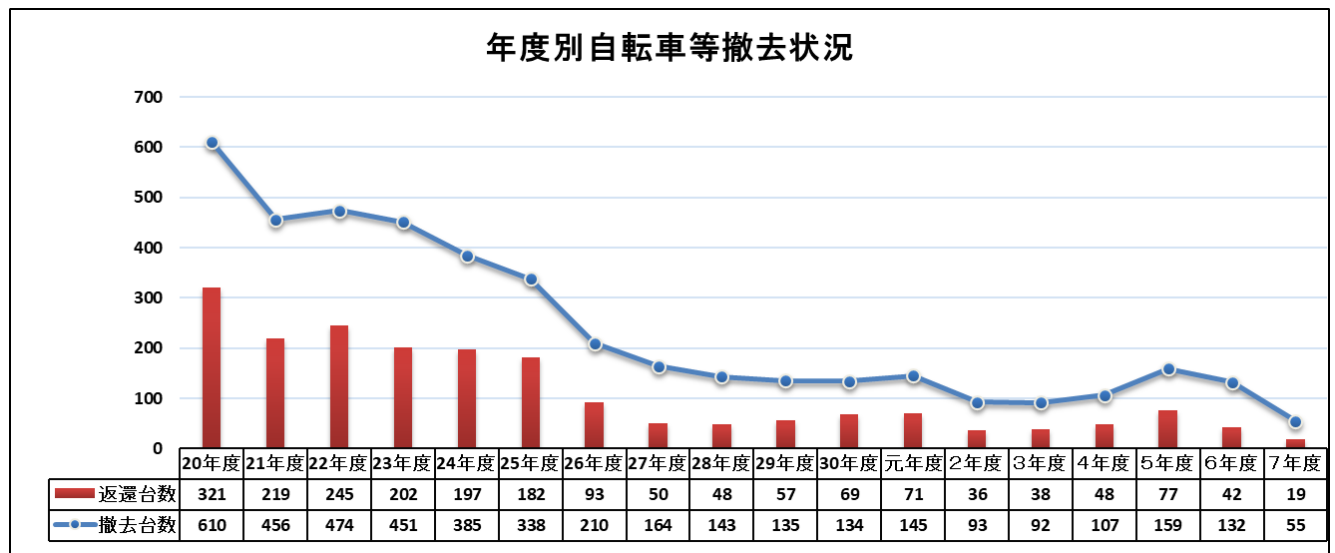
J R宝殿駅北側の放置自転車



放置禁止区域外の放置自転車



自転車等撤去状況		
年度	撤去台数	返還台数
20 年度	610	321
21 年度	456	212
22 年度	474	245
23 年度	451	202
24 年度	385	197
25 年度	338	182
26 年度	210	93
27 年度	164	50
28 年度	143	48
29 年度	135	57
30 年度	134	69
元年度	145	71
2 年度	93	36
3 年度	92	38
4 年度	107	48
5 年度	159	77
6 年度	132	42
7 年度	55	19



○平成8年度の条例施行当初は、撤去自転車等が2,549台であった。

○令和6年度の撤去台数は132台で、令和5年度の159台から約17%減少した。

○令和7年度については、放置自転車等の撤去台数、返還台数ともに減少傾向にある。

※撤去台数 55台 返還台数 19台 (令和7年9月末現在) ※自転車19台 原付0台

○令和7年7月1日から自転車等保管手数料が変更 (自転車2,000円 原付4,000円)

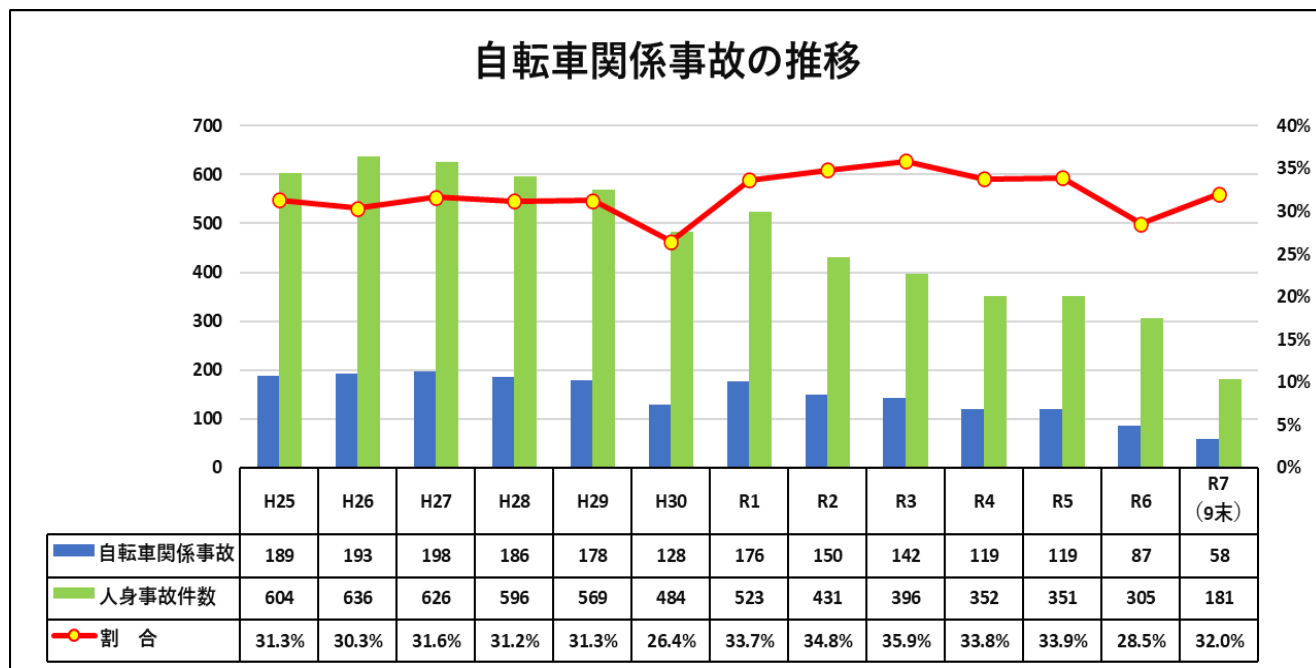
(9) 第11次高砂市交通安全計画（目標達成状況）

目 標

道路交通

- (1) 交通事故死者数を 0 にする。
- (2) 交通事故死傷者数を 400 人以下 にする。
- (3) 交通事故重傷者数を 10 人以下 にする。
- (4) 自転車の関係する事故件数を、前年比-10 件を継 続して、120 件以下 にする。
- (5) 踏切事故件数を 0 にする。

	指標	第9次計画(H23~H27)		第10次計画(H28~R2)		第11次計画(R3~R7)						達成
		目標	実績(H27)	目標	実績(R2)	目標	実績(R3)	実績(R4)	実績(R5)	実績(R6)	(R7)9末	
道 路	死者数	0人	1人	0人	3人	0人	2人	1人	2人	0人	0人	○
	重傷者数	目標設定なし	48人	目標設定なし	27人	10人以下	24人	22人	22人	21人	14人	×
	死傷者数	800人以下	772人	600人以下	509人	400人以下	472人	441人	393人	370人	197人	○
	自転車事故件数	目標設定なし	198件	目標設定なし	150件	120件以下	142件	119件	119件	87件	58件	○
	踏切事故件数	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	○



（１０）高砂市内における交通事故発生状況

計画	年中	目標死者 (人)	目標死傷者数 (人)	死者 (人)	傷者 (人)	死傷者 (人)	人身事故 (件)	重傷者 (人)
第8次計画	平成18年	0	900以下	4	922	926	779	54
	平成19年			4	835	839	701	54
	平成20年			5	845	850	732	85
	平成21年			4	851	855	732	59
	平成22年			1	861	862	734	52
第9次計画	平成23年	0	800以下	3	886	889	748	49
	平成24年			3	890	893	741	58
	平成25年			3	710	713	604	55
	平成26年			3	780	783	636	55
	平成27年			1	771	772	626	48
第10次計画	平成28年	0	700以下	4	720	724	596	40
	平成29年			2	694	696	569	44
	平成30年			4	589	593	484	50
	令和元年			1	640	641	523	36
	令和2年			3	506	509	431	27
第11次計画	令和3年	0	400以下 ※重傷者数 10以下	2	470	472	396	24
	令和4年			1	440	441	352	22
	令和5年			2	391	393	351	22
	令和6年			0	370	370	305	21
	令和7年							
第12次計画	令和8年	0						
	令和9年							
	令和10年							
	令和11年							
	令和12年							

令和 7 年度 自転車安全利用街頭啓発実施計画

○運動目的 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動 自転車安全利用の日（毎月 2 日）に合わせ、自転車の関係する事故を抑止するため関係機関、企業と協力して啓発活動を行う。

1. 実施期間 2025 年 4 月～2026 年 3 月（下記予定日時）
（雨天の場合、中止の判断は高砂市（443-9040）、高砂警察交通総務（442-0110）で判断する）
※中止の際の確認は、各自連絡し確認してください。
2. 実施場所 ・小松原交差点、神鋼前踏切道周辺、米田交差点、カネカ周辺（高砂小南東）
中島交差点、新浜 2 丁目（荒井陸橋南）
及び内容 ・自転車関係する事故を減少させるため、自転車の関係する事故が多い主要交差点で街頭啓発を行う。
・企業 3 社及び関係機関と協力してのぼり旗、ハンドプレート等による啓発活動を行う。

日 時（曜日）	啓発実施場所	啓 発 従 事 者 （人数）						
		高砂市	警 察	交通安全 協 会	自 家 用 自動車協会	地 域 交 通 安 全 活動推進委員協議会	企 業	計
4月2日（水） 7:45～8:15	小松原交差点	2	2	0	0	0	5	9
5月7日（水） 7:45～8:15	神鋼前踏切道周辺	4	1	1	0	2	5	13
6月2日（月） 7:45～8:15	米田交差点	4	1	1	0	2	5	13
7月2日（水） 7:45～8:15	カネカ周辺（高砂小南東）	4	1	1	0	2	9	17
8月1日（金） 7:45～8:15	中島交差点	4	1	1	0	2	5	13
9月2日（火） 7:45～8:15	新浜 2 丁目（荒井陸橋南）	4	1	1	0	2	6	14
10月2日（木） 7:45～8:15	小松原交差点							0
11月4日（火） 15:00～15:30	神鋼前踏切道周辺							0
12月2日（火） 7:45～8:15	米田交差点							0
1月6日（火） 7:45～8:15	カネカ周辺（高砂小南東）							0
2月2日（月） 7:45～8:15	中島交差点							0
3月2日（月） 7:45～8:15	新浜 2 丁目（荒井陸橋南）							0

令和7年度 交通安全街頭啓発実施計画

運動目的 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動・シートベルト着用の啓発・早めのライト点灯・反射材活用・自転車安全利用推進の啓発を行う。

1. 実施期間 2025年4月～2026年3月（下記予定日時）

（雨天の場合、中止の判断は高砂警察交通総務で判断する ㊦442-0110）

※中止の際の確認は、各自高砂警察交通総務に連絡、確認してください。

2. 実施場所 市内集客施設 （4～3月）

及び内容 ・自動車運転者等にシートベルト・チャイルドシート着用を重点に交通事故防止関係と呼びかける
ともに、自転車利用者には安全利用推進の啓発と反射材活用と呼びかける。

日 時（曜日）	啓発実施場所	啓 発 従 事 者 （人数）							
		県民局	高砂市	警 察	交通安全 協 会	自家用 自動車協会	地 域 交 通 安 全 活動推進委員協議会	企業	計
4月15日（火） 16:00～16:30	マルアイ 高砂店	0	3	1	1	0	2	0	7
5月15日（木） 16:00～16:30	マックスパリュ 宝殿店	0	3	1	0	0	2	0	6
6月16日（月） 16:00～16:30	ヤマダストアー 阿弥陀店	0	3	1	0	0	1	0	5
7月15日（火） 16:00～16:30	ハローズ 高砂店	0	4	1	0	0	2	0	7
8月15日（金） 16:00～16:30	マルアイ 大塩店	0	2	1	0	0	1	0	4
9月16日（火） 16:00～16:30	コープこうべ コープ高砂	0	2	1	0	0	2	0	5
10月17日（金） 16:00～16:30	マルアイ 伊保店	0	0	0	0	0	0	0	0
11月14日（金） 16:00～16:30	ハローズ 高砂店	0	0	0	0	0	0	0	0
12月15日（月） 16:00～16:30	マルアイ 曾根店	0	0	0	0	0	0	0	0
1月15日（木） 16:00～16:30	ヤマダストアー 阿弥陀店	0	0	0	0	0	0	0	0
2月16日（月） 16:00～16:30	マックスパリュ 宝殿店	0	0	0	0	0	0	0	0
3月16日（月） 16:00～16:30	マルアイ 米田店	0	0	0	0	0	0	0	0

(設置)

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、高砂市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高砂市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 対策会議は、会長及び25人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員
 - (3) 兵庫県高砂警察署長
 - (4) 高砂市教育委員会の教育長
 - (5) 高砂市消防長
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 市民を代表する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(幹事)

第5条 対策会議に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会の項の次に次のように加える。

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって市民生活の安全を保持し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、緑地、河川その他公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて、直ちにこれを移動することができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置の防止について必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識の向上に努め、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

(自転車等放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域の指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第7条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置)

第8条 市長は、前条の規定に違反して、自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に従わないとき、又は付近に利用者等がいないと認められるときは、放置されている自転車等を移動し、保管することができる。

3 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定による命令を行わずに、前項の措置を講ずることができる。

(放置禁止区域外の自転車等の放置に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても、市民の良好な生活環境を確保する必要があると認められるときは、自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第10条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後、利用者等が確認できない自転車等及び利用者等が引き取らない自転車等については、同項の告示の日から起算して6月を経過した後、処分することができる。

(費用の徴収)

第11条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに第9条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用として次の各号に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(1) 原動機付自転車 1台につき2,000円

(2) 自転車 1台につき1,000円

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年12月1日から施行する。